

池田市国民健康保険特定保健指導等業務及び健康教室業務委託の
公募型プロポーザル実施要領

1 公募の目的

本業務は、40歳から74歳の池田市国民健康保険加入者で特定健康診査を受けた者のうち、階層化された結果で特定保健指導対象となった者について、特定保健指導の利用勧奨のほか、特定保健指導及びイベント型特定保健指導を実施するとともに、被保険者に対する健康教室を実施することで、生活習慣の改善を図ることを目的とする。

そのため、専門的な支援が可能な事業者の選定が必要であることから、公募型プロポーザルを実施するもの。

2 業務の概要

(1) 業務名

池田市国民健康保険特定保健指導等業務及び健康教室業務

(2) 業務内容

「池田市国民健康保険特定保健指導等業務及び健康教室業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約の日から令和8年3月31日まで

(4) 委託上限額

4,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 池田市指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続又は再生手続開始の決定がなされていないものであること。

(4) 池田市暴力団の排除に関する条例（平成23年池田市条例第20号）で規定する暴力団又は暴力団密接関係者でないこと。また、これらの者と下請契約その他の契約を締結する者でないこと。

(5) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(6) 過去5年間に地方公共団体・法人等において、国民健康保険や後期高齢者医療制度等の各種保険に係る保健事業を行った実績を有していること。

4 スケジュール（予定）

公募の開始

令和7年7月3日（木）

質問事項の提出期限	令和7年7月8日（火）午後5時まで
参加表明書等の提出期限	令和7年7月17日（木）午後5時まで
企画提案書等の提出期限	令和7年7月24日（木）午後5時まで
審査日（プレゼンテーション）	令和7年7月下旬予定（後日通知予定）
結果通知	令和7年7月下旬発送予定
契約締結	令和7年8月上旬契約締結予定

5 提出書類

参加予定者は、次の書類をそれぞれの期限までに提出すること。

- （１）参加表明書（様式１）
- （２）業務実績書（様式２）
- （３）業務実施体制（様式３）
- （４）企画提案書（任意様式）
- （５）業務スケジュール（任意様式）
- （６）見積書※
- （７）会社概要・パンフレット等
- （８）その他参考資料

※見積書は、仕様書における各業務内容に沿って、各業務の見積価格の内訳を、消費税及び地方消費税を抜いた価格で明記すること。また、単価となる場合は、予定人数を用いて積算すること。

6 参加申込

参加予定者は、上記５の（１）（２）及び（７）を提出すること。

- （１）受付期間
令和7年7月3日（木）から令和7年7月17日（木）午後5時まで
- （２）提出方法
郵送、持参または電子メール（期限内必着）
- （３）提出場所
〒563-8666 池田市城南1丁目1番1号
池田市 福祉部 国保・年金課
E-mail: kokuho@city.ikeda.osaka.jp

7 質問及び回答

- （１）受付期間
令和7年7月3日（木）から令和7年7月8日（火）午後5時まで
- （２）提出方法
質問書（様式４）により電子メールで下記のメールアドレス宛に提出すること。

E-mail : kokuho@city.iked.a.osaka.jp

(3) 質問に対する回答

令和7年7月11日(金)に市ホームページで回答する。

8 提案書の提出

参加予定者は、上記5の(3)(4)(5)(6)及び(8)を提出すること。

(1) 提出部数

5部(正本1部、副本4部)

(2) 提出期間

令和7年7月3日(木)から令和7年7月24日(木)午後5時まで

(3) 提出方法

郵送又は持参(期限内必着)

(4) 提出場所

〒563-8666

池田市城南1丁目1番1号

池田市 福祉部 国保・年金課

9 選定方法等

(1) 選定方法

選定委員会において、提案書及び提案書に基づくプレゼンテーションの審査を行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た参加者を、優先交渉権者、次に高い者を次点者とする。ただし、最高得点を得た参加者の得点が、選定委員会で定める基準点に満たない場合は、採択しない。なお、参加者が5者を超える場合は、事前に書類審査を行い、プレゼンテーションを行う者を5者程度に選定する。また、参加者が1者の場合においても、適切に実施できると判断した場合は、当該参加者を優先交渉権者とする。

(2) 評価項目及び配点

評価項目	配点
業務目的・内容の理解度、提案の妥当性・有効性・実現性	50
価格	20
業務実施体制	20
業務実績	10

(3) 選定結果の通知

選定結果は文書で通知する。

(4) 選定結果の公表等

選定結果については、市ホームページにて公表する。

10 プレゼンテーション

(1) 実施日時・場所

日 時：令和7年7月下旬予定（後日通知予定）

場 所：池田市役所 庁舎内

※日時・場所等の詳細は、参加者に別途連絡する。

(2) 実施時間

1者につき20分（プレゼンテーション15分、質疑応答5分）とする。

(3) 機材等

プレゼンテーションに必要な機材は、参加者で用意すること。市は、プロジェクター及びスクリーンのみを用意するものとする。なお、オンラインでの参加は不可とする。

(4) プレゼンテーションを行う者

本業務に携わる担当者とする。ただし、担当者に加えて、担当者以外の者が行うことは差し支えない。

11 契約について

優先交渉者は、採択された提案を基に市と詳細を協議したうえで、契約書及び仕様書を作成し、随意契約を締結する。なお、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがある。

また、優先交渉権者との協議が整わない場合、「12 参加事業者の失格」に該当した場合や事故等の特別な事由により契約締結が不可能となった場合は、次点者と協議を行う。

12 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 上記3の参加資格の要件を欠いた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 提案に当たり著しい信義に反する行為等により、選定委員会が失格であると認めた場合

13 その他

- (1) 本プロポーザルに関して応募者が必要とした費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出書類の提出後の修正又は変更は、一切認めない。
- (3) 提出書類に記載された受託業務の担当者等は、市がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- (4) 参加表明後に参加を辞退する場合は、速やかに市へ文書で通知すること。

- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類は、参加者に無断で本プロポーザルの選定以外の目的に使用しない。
- (7) 選定を行う作業に必要な範囲において提出書類の複製を作成することがある。
- (8) 本プロポーザルに係る情報公開の請求があった場合は、池田市情報公開条例（平成16年池田市条例第1号）の規定に基づき提出書類を公開する場合がある。

1.4 問合せ先

池田市 福祉部 国保・年金課

電 話：072-754-6253

E-mail: kokuho@city.ikeda.osaka.jp